

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会

日時：平成23年6月24日(金)
午前10時から午後4時20分まで
場所：県庁附属棟301会議室

次 第

1 開 会

2 公募事業審査 (10:00から15:50)

(1) 寄附体制整備事業 (10:00～11:50)

(2) 寄附文化醸成事業 (13:10～15:50)

3 議 事 (15:50から16:20)

(1) 基本方針及び事業計画における成果目標について

(2) 新しい公共支援基金事業運営委員会 (7月5日・6日) について

4 閉 会

運営委員（審査員）名簿

6/24

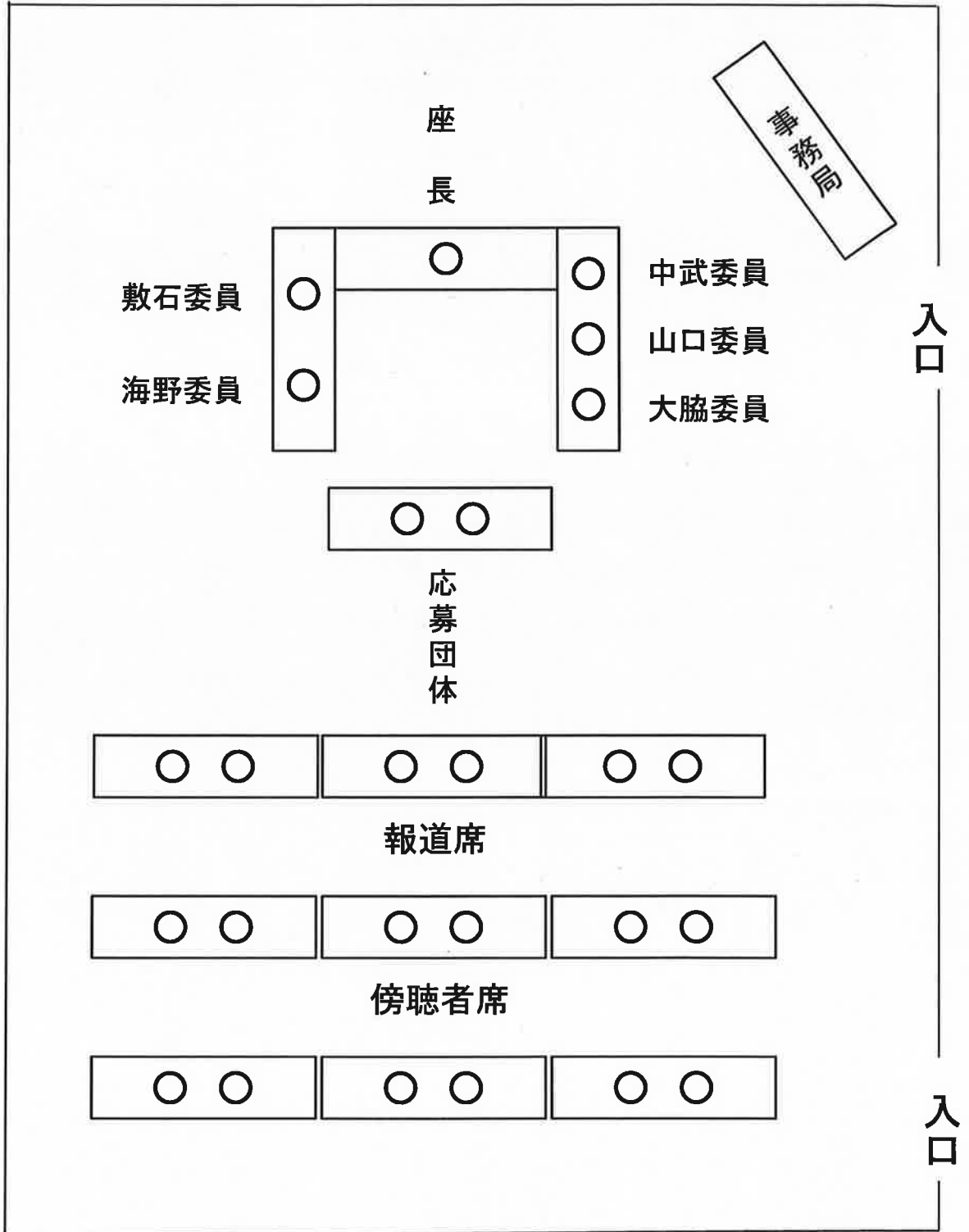
1 委員

(五十音順、敬称略)

区 分	職 名 等	氏 名
会計の専門家	海野理香税理士事務所 所長	海野 理香
企業、経済団体	旭化成株式会社 延岡支社 延岡総務部 総務グループ 課長	敷石 輝幸
マスコミ	株式会社宮崎放送 経営企画室事業広報部 部長	中武 由香子
学識経験者	宮崎産業経営大学 教授	眞嶋 一郎
NPO等	ステージボランティアティンカーベル 事務局長	山口 映子
行政	宮崎県生活・協働・男女参画課長	大脇 泰弘

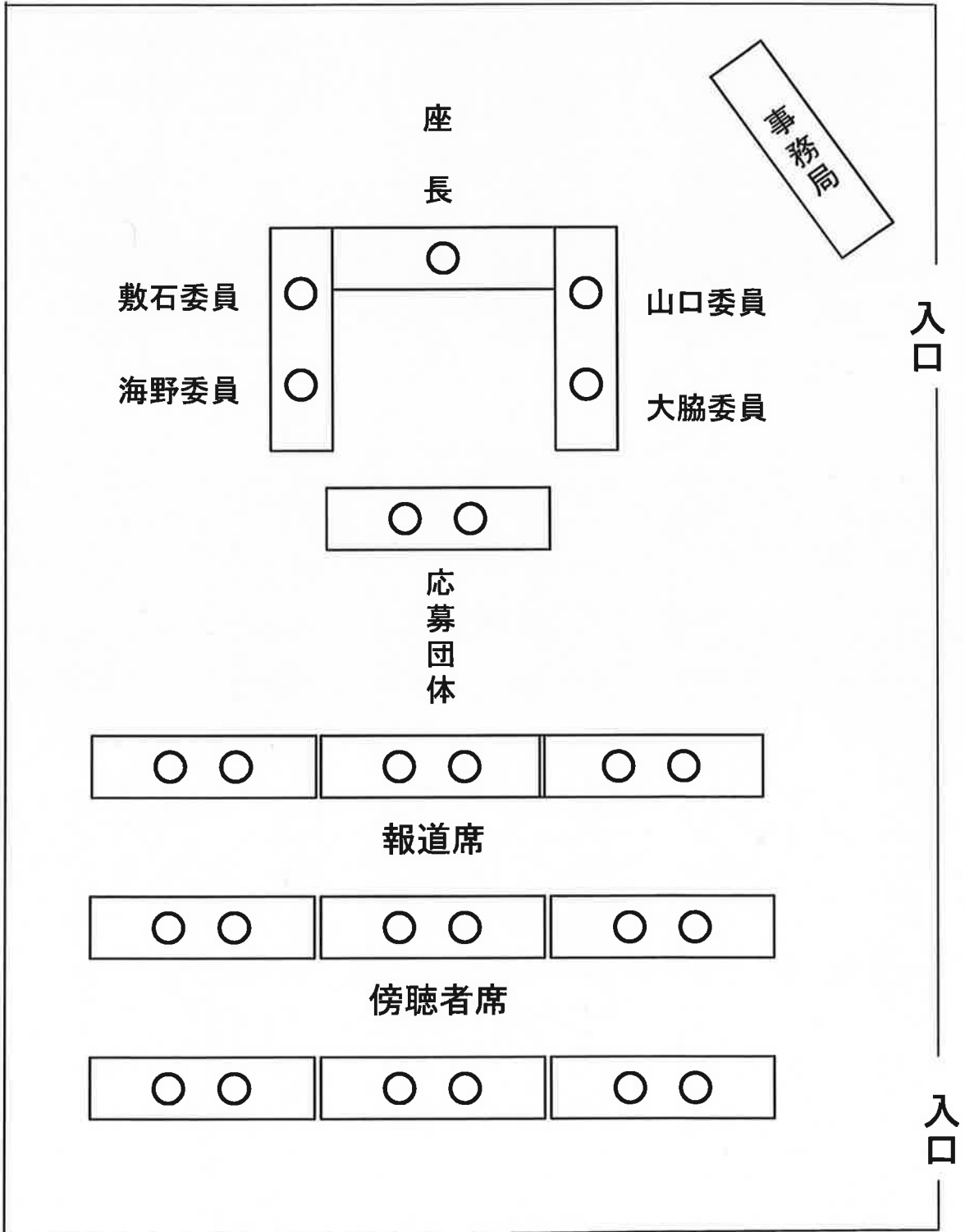
配席図

6/24午前(県庁附属棟301会議室)



配席図

6/24午後(県庁附属棟301会議室)



宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会審査会概要

1 概要

平成23年3月24日から平成23年5月13日まで実施した公募事業の選定を行う。

なお、運営委員会による審査は公開で行い、個別のNPO等の評価に関する議事等は非公開とする。

(1) 応募状況

事業名	応募数	選定（採択）数
①NPO等財政・運営基盤強化事業	各地区1件	各地区1件
②寄附文化醸成事業	3件	1件
③寄附体制整備促進事業	2件	1件
④融資利用円滑化事業	1件	1件
⑤新しい公共推進モデル事業	12件	予算の範囲内

(2) 日時及び会場等

事業名	日時 (平成23年)	会場
③寄附体制整備促進事業	6月24日(金) 10:00~11:50	301号室 (90名)
②寄附文化醸成事業	6月24日(金) 13:10~15:50	
その他の議事	6月24日(金) 15:50~16:20	
④融資利用円滑化事業	6月28日(火) 10:00~11:15	301号室 (90名)
①NPO等財政・運営基盤強化事業	6月28日(火) 12:20~15:30	
⑤新しい公共推進モデル事業	7月5日(火) 10:00~16:40 7月6日(水) 10:00~12:00	201号室 (90名)

2 選定方法

(1) 運営委員会においてヒアリングによる審査を実施する。

具体的には、応募者からのプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて委員が採点し、その集計結果をもとに委員による意見交換を行って優先順位を決定する。

なお、1の①、④の事業については採点は行わず意見交換により適否を審査する。

(2) 運営委員会による審査結果（優先順位付け）を踏まえ、県において委託（補助）候補団体を決定する。

応募事業の審査・採点方法について

※ 寄附文化醸成事業、寄附体制整備促進事業

応募事業に係るヒアリングを踏まえ、運営委員会の委員が項目ごとの審査・採点を行い、これを集計する。
その後、集計結果による優先順位付けを基に意見交換を行い、優先順位を確定する。

1 審査項目（各5点満点）

- ① 事業の目的及び趣旨の理解（事業目的等を理解した提案になっているか。）
- ② 事業の効果（事業の実施によって事業目的が果たされるか。）
- ③ 実現可能性（事業計画、経費、人員等が妥当であるか。）
- ④ 継続性（事業の継続可能性があるか。）
- ⑤ 先駆性（先駆的な事業提案か、他の地域のモデルとなる提案か。）

2 採点基準

1の各項目につき、次のA～Eの基準で採点する。

採点基準		点数
A	要求水準を、相当程度、満たした内容となっている。	5点
B	「A」・「C」の中間的な評価の場合	4点
C	要求水準を、必要最低限、満たした内容となっている。	3点
D	「C」・「E」の中間的な評価の場合	2点
E	要求水準を満たした内容となっていない、又はその点への言及が不十分である。	1点

3 優先順位付け

各委員の採点を集計し、点数が高い順に優先順位付けを行う。

なお、点数が同点の場合は、次の基準により優先順位付けを行う。

- ・ 「A」の数が多いものを上位とする。
- ・ 「A」の数と同じ場合は、「B」の数が多いものを上位とする。
- ・ 「B」の数も同じ場合は、「C」の数が多いものを上位とする。

寄附体制整備促進事業の概要について

1 事業の目的

国においては、「円高・デフレ対策の緊急総合経済対策」において、新しい公共^(注)の自立的な発展の促進のための環境整備として、新しい公共支援事業を創設しました。

この事業は、新しい公共の実現のため、各都道府県に交付金を交付して、基金を造成し、基金を原資として、NPO等の活動基盤の強化や新しい公共の場づくりを行うものです。宮崎県においても、国の交付金により、「新しい公共支援基金」を設置し、この基金により、新しい公共支援基金事業を実施することとなりました。

新しい公共を実現するため、NPO等に寄附が集まりやすい環境を整備するため、寄附を受けるNPO等の受入体制の整備、寄附者とNPO等とを結びつける仕組み、地元企業等のNPO等への理解等が必要です。

このため、寄附を受けるNPO等の体制を整備する企画を募集しました。

注：「新しい公共」とは、従来、行政がほとんど担ってきた公共を、県民、NPO、企業、行政等の多様な主体が担い、教育、子育て、まちづくり、介護等の身近な分野において公的なサービスを提供するという考え方です。

2 公募事業の内容

寄附を受け入れるNPO等の受入体制を整備するため、①専門家派遣による個別指導（ファンドレイザー等の専門家の募集、登録、派遣等）、②寄附を受けるための寄附募集の方法、寄附の受け方、寄附者に対する報告の方法等に関する研修、③寄附の先進事例の収集とNPO等への情報提供、④地元企業等への説明会の開催、⑤チャリティイベント等の開催、⑥NPO、中間支援組織等のファンドレイザーの育成等に関する企画等を募集しました。

※ 上記①～⑥の中から、必要と思われる内容を選択して企画することも可能

※ 23年度、24年度の2ヶ年間で事業を実施する企画提案もできますが、24年度分は、24年度予算の県議会の議決及び23年度末行う新しい公共支援基金事業運営委員会の承認後、最終的に決定します。

3 応募資格

宮崎県内に主たる事務所があるNPO等

※ NPO等の範囲：特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の非営利組織

4 委託予定団体

1 団体

5 委託額の上限

200万円（消費税込み）

寄附文化醸成事業の概要について

1 事業の目的

国においては、「円高・デフレ対策の緊急総合経済対策」において、新しい公共^(注)の自立的な発展の促進のための環境整備として、新しい公共支援事業を創設しました。

この事業は、新しい公共の実現のため、各都道府県に交付金を交付して、基金を造成し、基金を原資として、NPO等の活動基盤の強化や新しい公共の場づくりを行うものです。宮崎県においても、国の交付金により、「新しい公共支援基金」を設置し、この基金により、新しい公共支援基金事業を実施することとなりました。

新しい公共を実現するためには、県民がNPO等へ寄附を行うことが、日常的になることが求められ、これにより、NPO等は県民からの寄附をもとに、柔軟なNPO活動を実施できるとともに、県民のNPO等に対する意識も高まり、NPO活動の活性化にもつながります。

このため、宮崎県にNPO等への寄附の意識を醸成する企画を募集しました。

注：「新しい公共」とは、従来、行政がほとんど担ってきた公共を、県民、NPO、企業、行政等の多様な主体が担い、教育、子育て、まちづくり、介護等の身近な分野において公的なサービスを提供するという考え方です。

2 公募事業の内容

NPO等への寄附の必要性・重要性、寄附対象となるNPO等の活動紹介、NPO等への寄附の特典等の宣伝等をテレビ、ラジオ、新聞、インターネット、バス広告等複数のメディアを混合して広報し、県民、企業等の様々な層に寄附の大切さを理解、寄附行動への誘発を図る企画を募集しました。

※ 23年度、24年度の2ヶ年間で事業を実施する企画提案もできますが、24年度分は、24年度予算の県議会の議決及び23年度末行う新しい公共支援基金事業運営委員会の承認後、最終的に決定します。

3 応募資格

宮崎県内に事務所のある法人（営利・非営利は問いません。）で次の要件を満たすものとします。

- (1) 活動・営業実績が1年以上あること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

4 委託予定団体

1 団体

5 委託額（補助金や助成金ではありません。）の上限

1,400万円（消費税込み）